

報告第14号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成21年6月23日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月16日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて

専決第 11 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成 21 年 6 月 23 日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成 28 年 6 月 9 日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 平成 28 年 5 月 19 日（木）午前 11 時 40 分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市出石町谷山 [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	金 39,938 円 也
事故の概要	豊岡市出石町谷山地内で発生した交通事故事案において、 [REDACTED] 職員が、負傷者を救急車内に収容し方向転換しよう としたところ、道路際に停車していた相手方車両の右側フロ ントバンパーに救急車の右側面を接触させ、損傷させたも の。 (過失割合 豊岡市 10 割)